福島被ばく訴訟　裁判傍聴のお願い

被ばくの責任を正面から問うため
<u>前　双葉町長　井戸川　克隆</u>
がおこした裁判です。

「絶対安全」と言われていた原子力発電所。その原子力発電所は，私たちのふるさとを奪う存在になりました。
3月12日，私たちは原子力発電所から出た「死の灰」を浴びました。
今も私たちの故郷は，「汚染」されたままです。
安全なふるさとを奪った国・東電を許さない！許せない！

以下の日程で，裁判が開かれます。裁判の後，私たちの今後の決意・行動のご説明を申し上げる会（報告集会）を開きます。裁判の傍聴や報告集会への出席をお願いします。

〔裁　判　の　日　時〕

平成27年8月21日(金)午後2時00分

東京地方裁判所　1階　101号法廷

（〒100-8920 東京都千代田区 霞が関1−1−4）

〔報　告　集　会〕

平成27年8月21日(金)午後3時00分

弁護士会館(東京)5階（裁判所の隣）

（〒100-0013　東京都千代田区霞ヶ関1－1－3）

※　この事件の最初の裁判の日です。是非とも裁判所と報告集会にご出席ください！

〔お問い合わせ・担当事務局〕
〒330－0063　埼玉県さいたま市
浦和区岸町7丁目12−1東和ビル4階
埼玉総合法律事務所
事務局長　弁護士　猪股正
電話　048－862－0355
FAX　048－866－0425